

辺戸岬におけるユニークベニュー・施設等利活用事業実施要項

1. 事業の目的

観光庁「地域観光新発見事業」の一環であり、辺戸岬の魅力を活かし、ユニークな体験を提供する事業を通じて、辺戸岬の知名度向上、来訪者の増加、および地域の魅力発信につなげることを目的とする。特に、地域のための観光振興を図る事業であることが望ましい。

2. 対象事業

この要項における「ユニークベニュー・施設等利活用事業」とは、民間企業や団体が辺戸岬施設の一部を利用して、会議、研修、展示会、イベント等を実施し、参加者に特別感を演出することにより、辺戸岬及び地域の魅力発信につながる事業をいう。

3. 実施の前提

「辺戸岬拠点施設の設置及び管理に関する条例」第1条の設置目的を達成するための業務を優先し、施設の運営に支障を来さない範囲で対応する。

4. 実施場所

実施場所は、辺戸岬施設内の以下の場所とする。

- (1) 2階休憩所（飲食提供施設）
- (2) 3階屋上スペース
- (3) 受付窓口の指定する場所

5. 実施可能期間・時間

2024年12月15日（日）～2025年1月8日（水） ※事業期間内に限る

2階休憩所（飲食提供施設）では原則として、カフェの営業時間外、すなわち午後5時から午後9時までに実施するものとする。（閉店片付けが終わり次第利用可能）

3階屋上スペースは、午後5時から午後9時までとする。（拠点施設の営業時間外）

実施可能な時間は、事業内容や施設の利用状況により調整される場合がある。

ただし、受付窓口が運營業務に支障が無いと認められる場合は、この限りではない。

6.料金

事業内容と利用する施設、設備に応じて別途定める。

7.申込・承認手続き

事業の実施に当たっては、企画書や相談内容を WEB から申込をし、申込内容を基に面談を行う。面談内容を基に地域への還元性や地域との親和性、規制等と調整をする。許可する場合は、受付窓口より連絡を行う。

8.実施の条件

実施に当たっては、以下の条件を遵守するものとする。

- ・ 指定された場所でのみ飲食や活動を行う。
- ・ 施設、設備及び展示品等を破損した場合は損害を賠償する。
- ・ ゴミ等は持ち帰ること。
- ・ 事業終了後は、原状復旧を行い、受付窓口の確認を受けること。

9.不承認

次の事項に該当するときは承認しないことができる。

- ・ 反社会的勢力関係者による申込または利用が認められたとき。
- ・ 公序良俗に反すると認められるとき。
- ・ 施設管理・運営上支障があると認められるとき。
- ・ ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。

10.提出資料（WEB申込）

- ・ 登録申請（必要事項の入力）
- ・ 企画書
- ・ 事業概要書（様式問わず・法人は会社案内でも可能）
- ・ その他、受付窓口が必要と認める書類

1 1.提出方法

辺戸岬プラットフォームサイト（WE B申込）

1 2.問合せ先（受付窓口）

一般社団法人オール・ニッポン・レノベーション

Eメール：office@all-nippon.org